

§ 事業主の皆様へ

1. 従業員の方が退職したときや、従業員の家族の方が健康保険の被扶養者の認定を抹消されたときは、「健康保険・共済組合等 資格喪失証明書」の発行をお願いします。
また、従業員の方には、必ず国民健康保険や国民年金の手続きをされるよう、ご指導を併せてお願いします。
2. 記載上の注意
 - (1) 「被扶養者」欄は、被扶養者の認定を除外された場合に記入してください。
被保険者本人の資格喪失の際に、被扶養者がある場合も記入してください。
なお、被扶養者の異動のみの場合でも、健康保険被保険者証の「保険者名」、「保険証記号番号」、「保険者番号」および被保険者の「氏名」、「生年月日」欄は記入してください。
 - (2) 資格取得（扶養認定）直後に資格喪失（認定除外）するため「健康保険・共済組合等 加入連絡票（資格取得証明書）」の同時作成が必要な場合は、★印の「資格取得年月日」欄及び「被扶養者として認定された年月日」欄に記入すれば「健康保険・共済組合等 加入連絡票（資格取得証明書）」の作成を省略して構いません。

※不明な点は、従業員の方がお住いの市町村役場の国民健康保険担当課へ確認してください。

§ 被保険者（退職者）の方へ

次の方は、14日以内に国民健康保険及び国民年金の届出をしてください。届出が遅れた場合でも国民健康保険料（税）・国民年金保険料は、資格取得日に遡及して賦課されますので特にご注意ください。

・退職したときや健康保険の被扶養者の認定を抹消されたとき

続けて別の事業所で健康保険や厚生年金に加入する場合を除き、国民健康保険及び国民年金に加入しなければなりません。

※任意継続保険（*1）に加入する場合は、国民健康保険に加入する必要はありませんが、国民年金には加入する必要があります。

（*1）任意継続保険…会社などを退職して被保険者の資格を喪失したときに、一定の条件をもとに個人の希望により被保険者となることのできる制度で、被保険者期間は2年間です。

※条件などについては、今まで加入していた保険者にお問合わせください。

